

株主各位

ジャパングラフトホールディングス株式会社

## 「第4期期末配当に関するご説明」の一部訂正とお詫び

2025年9月26日に株主様へ発送いたしました「第4期期末配当に関するご説明」につきまして、記載内容に一部誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。訂正箇所には、下線を付して赤字で表示しております。

## 【訂正箇所】 2 ページ (2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法第37条の10)

## ●誤

- ・税法の規定により、株主の皆さまに「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・以下の「① 収入金額とみなされる金額」から「② 取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。

（純資産減少割合及びみなし配当額は、後記（4）、（5）をご参照ください。）

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
② 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	<del>×</del>	<del>③</del> 取得価額

## ●正

税法の規定により、株主の皆さまに「みなし譲渡損益」が発生します。

- ・以下の「① 収入金額とみなされる金額」から「② 取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。

（純資産減少割合及びみなし配当額は、後記（4）、（5）をご参照ください。）

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
② 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	<del>×</del>	<del>③</del> 取得価額

以上